卒業論文 大学生の「厳罰化意識」に及ぼす「刑罰観」の影響

平成 21 年度入学 文学部 人文学科 社会学・地域福祉社会学専門分野 平成 25 年 1 月提出 本論文の目的は、近年の日本の厳罰化傾向を把握した上で、人々の厳罰化意識の高さを測り、その規定要因を明らかにすることである。

近年の日本では、厳罰化を推進する傾向が顕著であり、それにあわせるように厳罰化についての研究も数多くなされてきた。しかし、人々の厳罰化意識に着目し、その意識を規定する要因を明らかにしようとする研究はほとんどない。近年の厳罰化は世論を重視したケースが多く、世間一般の人々の厳罰化意識の存在が大きな役割を果たしていると言っても過言ではない。そのため、近年の厳罰化について議論するならば、人々の厳罰化意識とそれを規定する要因を無視することはできないと考え、調査を行うことにした。

第1章では、厳罰化について論じるにあたり、厳罰化の定義を行っている。つづいて、 その定義に沿って、近年の日本の代表的な厳罰化の事例を検証している。

第2章では、第1章で触れた厳罰化の事例を踏まえて、近年の日本の厳罰化の特徴について論じている。その特徴とは、被害者や遺族、または彼らによって構成される団体、民間の被害者支援家などの市民運動家の存在と、被害者側に焦点を当て始めたマスコミの犯罪報道のあり方の変化である。さらに、それらに影響を受けた世論の厳罰化への影響力に言及している。この章の終わりでは、これらの特徴を踏まえて、応報感情に支配されて理性的判断が排除されやすいという近年の厳罰化の問題点を指摘している。

第3章では、厳罰化の世論を形成する人々の厳罰化意識の規定要因について、まず先行研究に触れている。先行研究は死刑制度に対する意識の規定要因を探るもので、「犯罪報道」「知識」「パーソナリティ(攻撃性)」が要因として挙げられていた。これら3つの要因が、本研究で扱う厳罰化意識に対しても十分あてはまりうることを説明した上で、この3つの要因に加えて「現状認識」「経験」「刑罰観」が規定要因となりうると予想している。

第4章では、まず第3章で触れた先行研究とそれを踏まえて予想した厳罰化意識の規定 要因に基づいて、6つの仮説を設定した。さらに、仮説を踏まえて、変数の設定を行った。 従属変数である厳罰化意識は、厳罰化の程度(軽・中・重)によって3つの厳罰化事例を 選定している。それらに対する回答者の反応(「以前のままでよい」から「もっと厳罰化す べきである」まで、数字が高くなるほど厳罰化意識が高くなるように段階的に選択肢を分 けている)によって測っている。独立変数は属性項目に加えて、予想された規定要因に沿 った項目を作成している。さらに、厳罰化意識とは別に、死刑制度に関する分析を行うた め、「死刑制度に対する意識」を従属変数として設けている。最後に本調査の概要について 載せている。

第5章では、分析と仮説の検証、および考察を行っている。第5章は大きく3つの節に分かれており、第1節はとくに気になった単純集計結果から考察を試みている。第2節では、厳罰化意識を従属変数、規定要因と考えられる変数を独立変数として、3つの厳罰化ケースについて、それぞれ重回帰分析を行い、仮説の検証と考察を行っている。第3節では死刑制度について、独立変数は第2節とほぼ同じものを使って重回帰分析を行っている。加えて、死刑制度の賛否の理由についての社会的選好がどのようになっているのかを分析している。これらの分析で明らかになったことは以下の通りである。

まず、単純集計では、違反行為が軽いほど厳罰化意識が低くなっている。また、死刑制度の賛否については、賛成側が7割近く、反対側は1割ちょっとに留まり、大学生においても死刑賛成が根強いことがわかっている。刑罰観については、応報的刑罰観よりも予防的刑罰観を持っている人が多くなっている。つづいて、厳罰化意識に関する重回帰分析では、厳罰化ケースによって結果に違いが出ている。とくに、この分析のメインでもある刑罰観との関係では、厳罰化の程度が軽いものほど予防的な刑罰観が応報的な刑罰観よりも厳罰化意識を高くし、厳罰化の程度が重いものほど応報的な刑罰観が優先している。死刑に対する意識についての重回帰分析についても、予防的刑罰観よりも応報的刑罰観を重視する人のほうが死刑賛成になる傾向が出ている。これらの分析から、厳罰化の程度や対象となる事象によって、自身を罰する側の立場に置くことをイメージするのか、または罰される側にいることをイメージしやすいのか、あるいは被害者側に立っていることを想定しうるかが変わり、その違いが厳罰化意識の規定要因の影響度や方向にも違いを生んでいる可能性があることを示唆している。最後に、死刑賛否の理由の社会的選好については、賛成と反対の双方で、「償い方」(生きて償うべきか死で償うべきか)というものが重要視されているという結果が出ている。

第6章では、本論文のまとめと全体を通しての反省点、今後の展望について記述している。

目次

は	にじめ	かり	Z••	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•		, ,	•	• 1
1	Γ	厳	類化」	の;	定彰	衰と	近	年	の	厳	罰	化	(D)	事	例					•	•			•	•				•			•	•	•	3
	1.1		「厳罰	化」	0	定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1.2		近年の	厳	罰什	2の	事	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	近	:年	三の厳罰	引化	の特	寺徴	(と	世	論	(D)	影	響					•			•	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	11
	2.1		近年0	厳	罰什	4の	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	11
	2.2		厳罰化	ムには	おり	ける	世	論	の	影	響	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	14
	2.3		近年の	厳	罰什	との	問	題	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
3	人	. <i>Þ</i>	の厳旨	引化	意記					•		•			•		•	•					•					•	•	•	•	•		•	17
	3.1		先行研	f究		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	17
	3.2		厳罰化	念意	哉の)規	定	要	因	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
4	/ □	. ⇒}	色の設定	⇒Ն։	田っ	ᢣ.																													ດດ
4	4.1		仮説の																																22
	4.1		変数の																																
	4.2		本調査																																33
	4.0		平明生	LVノ作	姚 孝	ζ •	•		•	•	·	•	·	·	•	•	•	•	•	•		·	•			•	•	•	•	•	•	•	·	•	99
5	分	·析	トと考察	₹ •	•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	35
	5.1		単純集	計	の君	育察	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
	5.2		厳罰化	 (意記	哉の)規	定	要	因	の	分	析	ح	考	察	•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	5.3		死刑制	度に	マイ	つしい	て	の	分	析	と	考	察	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
6	ま	ط	:めと4	徐後(の月	旻望	!•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
お	わり) l	z • •		•		•			•	•			•	•					•	•	•	•			•								•	65

参考-	-覧・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

付録

本調査用質問票・単純集計